

### (3) 次期計画に向けての主な変更点

#### ア こども基本法に規定する「こども計画」と一体的に策定

こどもの未来応援条例第19条第1項では、こども基本法第10条第2項で規定する「こども計画」を策定するとしている。

当該計画は、こども施策(※1)を総合的に推進するための計画で、子ども・子育て支援法に基づく計画をはじめ、関連する他のこどもに係る計画(※2)と一体のものとして策定することもできる。

一体のものとして策定した場合には、

- ・こども施策に全体として統一的に横串を刺すこと
- ・住民にとって一層わかりやすいものとする
- ・事務負担の軽減を図ること

などが期待できることから、本市においては、次期計画を「こども計画」と一体のものとして策定することとする。

#### ※1 こども施策（こども基本法第2条関係）

- ・新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- ・子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- ・家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

#### ※2 関連する主なこどもに係る計画

- ・子ども・子育て支援法に基づく計画
- ・子どもの貧困対策の推進に関する計画
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画

本市においては、左記の計画や児童福祉法に基づく市町村整備計画等を「第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」として、一体のものとして策定している。

[参考条文]

#### こども基本法

##### ○第10条第2項

市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

#### 鹿児島市こどもの未来応援条例

##### ○第19条第1項

市は、こども施策を推進するため、こども基本法第10条第2項に規定する計画を策定するものとする。

## イ 結婚支援の取組の追加

こども施策（こども基本法第2条関係）の施策には、結婚支援（※3）も含まれていることから、今後もその取組を積極的に展開していく必要があり、次期計画に結婚支援施策を盛り込むこととする。

### （※3）本市の結婚支援等の取組

①結婚に対する取組への支援	・婚活サポート事業（市結婚相談所の運営） ・出会いサポートイベント開催事業 ・企業・団体間交流・出会いサポート事業 ・結婚新生活スタートアップセミナー開催事業
②次世代を担う若者へのライフプランニング支援	・高校生、大学生、新入社員等を対象としたライフデザインセミナー開催事業

## ウ 次期計画策定にあたってのこどもの意見の反映について

こども基本法第11条においては、こども施策の策定にあたっては、こどもの意見の反映に係る措置を講ずることを、国や地方公共団体に対し義務付ける規定が設けられており、また、市こどもの未来応援条例第10条においても、こどもが社会の一員として自分の考えや意見を表明するなどの社会に参加する機会を設けるよう努めることとしていることから、次期計画の策定にあたっては、子どもを対象とした意識調査を実施するなど、子どもの意見を反映する。

[参考条文]

### **こども基本法**

#### ○第11条

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

### **鹿児島市こどもの未来応援条例**

#### ○第10条

市及び保護者等は、こどもが社会の一員として自分の考えや意見を表明するなどの社会に参加する機会を設けるよう努めるものとする。

#### ○第19条第2項

この条例の運用状況及びこども施策の実施状況について、鹿児島市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第7号）第1条に規定する鹿児島市子ども・子育て会議において定期的に検証するものとする。